○平成３０年度小郡市市民提案型協働事業補助金募集要領

１．本制度の目的

本制度は、まちづくり支援基金を活用し、新たな公的サービスの担い手として期待されるNPO・ボランティア団体等の市民活動団体が提案する、市と協働して地域課題の解決にあたる事業に対して補助金を交付することにより、本市の目指す協働のまちづくりの更なる進展に資することを目的としています。

≪例≫　・子どもの学び場や居場所づくり　　・地域の賑わいづくりのイベント
　　・一人暮らしの高齢者の居場所づくり　・異文化交流イベント　など

【イメージ】

【参考】平成２９年度の採択団体

団体名	事業内容
CORAL	**●女性リーダー人材発掘・育成** 地域で活躍する女性リーダーとなり得る人材の発掘と育成を目指し、自分の考えをわかりやすく相手に伝えるスキルを取得するためのプレゼンテーション講座を実施。
元気塾	**●食を通じたこどもたちの学びと交流** 月に１回、食事の提供とレクリエーションをとおして、地域の大人とのふれあうことで、子どもたちに自分の存在感や人の温かみを感じてもらう機会を提供する事業。
下町ふれあい広場	**●放課後のこどもの居場所づくり** 毎週木曜日の放課後の居場所づくり事業。子どもたちの見守りを高齢者や保護者が行うことで、地域交流と学びの機会を提供し、生きる力を育む事業。
干潟ふれあいミニサロン	**●高齢者のふれあいと居場所づくり** ７０歳以上の高齢者を対象として、ふれあいの場を提供し、交流及び健康維持を目的として勉強会やレクリエーションを行うサロン事業。

２．補助の対象となる団体と事業の条件

（１）団体の条件	小郡市内に活動拠点を置く５名以上の団体
（２）事業の要件	・主に小郡市内又は小郡市民を対象として実施する事業 ・地域課題の解決につながると認められる事業 ・行政と協働して実施することが妥当であると認められる事業 ・市民活動団体の特性や専門性を生かした事業 ・当該年度中（補助決定日～平成３１年３月３１日）に終了する事業 ※いずれの条件も満たす事業
（３）対象外	●物販などの営利を目的とした事業 ●政治活動及び宗教活動 ●団体構成員の親睦のみを目的とした事業 ●特定の団体や個人のみが利益を受ける事業 ●市の他の補助制度や委託を受けて実施する事業　など

３．補助メニュー

【新設】スタート応援補助金	
市民活動をこれから始めたい、団体を立ち上げたいと考えている皆さんの新たな取組のスタートを応援します。	
１．条件	公益性があり、次年度以降の実現可能性が高いと判断される事業。
２．補助額	１件当たり上限１０万円
３．採択予定件数	２件程度

協働推進事業補助金	
市民活動団体が提案する、市と協働して地域課題の解決にあたる事業を支援します。	
１．条件	活動実績が１年以上ある団体が実施する公益性のある事業。
２．補助額	１件当たり上限３０万円
３．採択予定件数	４件程度

４．補助対象経費と補助率

補助対象経費	摘要	補助率
報酬	外部講師等に支払う謝金	10 分の 10 以内
旅費	外部講師等への交通費及び宿泊費並びに事業従事者の交通費	
消耗品費	事業の実施に係る消耗品費	
燃料費	機材、車両等の燃料費	
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費	
光熱水費	事業の実施に係る光熱水費	
通信運搬費	連絡等の郵便代、電話代等	
広告料	新聞・雑誌等への広告料	
手数料	手続等に係る手数料	
保険料	事業の実施に係る保険料	
委託料	事業の実施に係る行為の一部を外部に委託する際の委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料及び機材・車両等の借上料	
備品購入費	事業の実施に係る備品の購入費	1 品あたり単価 5 万円を補助の上限（ただし、パソコン等の OA 機器の購入費は 2 分 1 以内の補助とし、5 万円を上限とする。）とする。ただし、備品購入費は、総事業費の 1/2 以内とする。
その他市長が必要と認める費用	上記以外で市長が必要と認める費用	10 分の 10 以内

※備品を購入する場合は、収支予算書に見積書の添付が必要です。分類は別紙「物品分類表」のとおりです。

※対象外となる経費【スタッフの人件費、修繕費、食糧費（軽微なものを除く）など】

５．応募方法

（１）提案募集期間	平成３０年４月１６日（月）～５月１８日（金）
（２）応 募 方 法	書類の提出（郵送又は持参による）
（３）提 出 書 類	①事業提案書（様式第１号） ②事業計画書（様式第１号－２） ③収支予算書（様式第１号－３） ④団体調書（様式第２号） ⑤構成員名簿（任意様式） ⑥直近１年間の事業実績報告書（任意様式） ※指定の様式はＨＰからダウンロードできます。

６．審査内容とスケジュール

（１）一 時 審 査 ≪５月中旬≫	所定の要件を満たしているか書類上の審査
（２）二 次 審 査 ≪６月上旬≫	協働の対象となる事業担当課を交え、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査
（３）採択～実施 ≪６月中旬≫	審査により採択団体を決定し事業実施

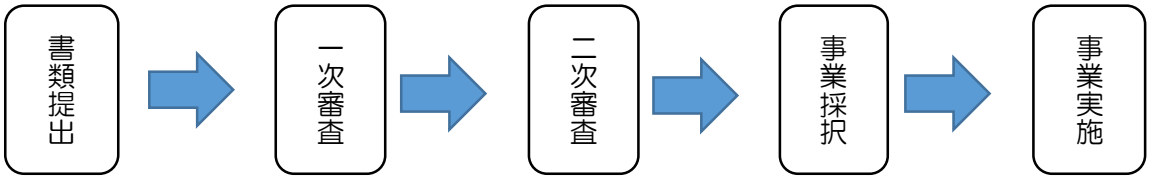

７．事業着手及び実績報告

事業採択後、提案事業を実施してください。また、事業終了後は、速やかに事業実績報告書の提出をお願いします。

（１）提 出 期 限	事業完了日から３０日以内又は平成３１年３月３１日まで
（２）提 出 書 類	①補助金実績報告書（様式第６号） ②事業実績報告書（様式第６号－２） ③収支決算書（様式第６号－３） ④事業の様子がわかる写真及びその他必要な資料（任意様式） ※指定の様式はＨＰからダウンロードできます。

８．留意事項

補助金の交付決定を受けた団体が、次に掲げる条件のうちいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

ア　虚偽又は事実と異なる申請により補助金の交付決定を受けたとき。

イ　事業の実施が困難と認められるとき。

ウ　事業の変更又は一部中止により、当初の目的を達成することができないと認められるとき。

補助金の取り消しを受けたときに、既に支払っている補助金がある場合は、その全部又は一部を速やかに返還しなければなりません。

９．申込及び問合せ先

小郡市協働推進課　コミュニティ推進係

電話＝０９４２－７２－２１１１／FAX＝０９４２－７３－４４６６

Mail＝community-s@city.ogori.lg.jp